



## 賽の神

今年もみんな仲よく助けあい、元気で幸せな生活をおくれるようお願いをこめ、たくさんの人達が賽の神に参加されました。

広報

よいた

2月

No. 236

〔昭和61年2月10日〕

### 今月のページ

- 変わります年金制度……2～5
- 保健コーナー……7
- みんなの広場……10～12
- カメラで紹介……13
- くらしのカレンダー……14

## くらしのカレンダー (2月15日～3月15日)

15	土	・スキー教室 立ヶ入スキー場/午後1時30分～3時30分	1	土	
16	日	・小・中学生スキー大会 立ヶ入スキー場/午前8時30分～ 家庭の日	2	日	
17	月	・補聴器巡回相談日 役場町民課/午前10時～10時30分	3	月	・補聴器巡回相談日 役場町民課/午前10時～10時30分 ひな祭・耳の日
18	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分～	4	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分～ ・献血 役場前/午前10時～12時・午後1時～3時
19	水		5	水	
20	木		6	木	・硬式テニス教室 町民体育館/午後7時30分～9時30分 啓蟄・皇后誕生日
21	金		7	金	消防の日
22	土		8	土	国際婦人デー
23	日	・町民スキーのつどい 浦佐国際スキー場/午前7時30分～	9	日	
24	月		10	月	交通安全家庭の日
25	火	・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分～ ・健康相談 与板保健所/午前10時～12時	11	火	・行政相談 与板町資料館/午後1時30分～ ・健康相談 与板保健所/午前10時～12時 ・心配ごと相談室 役場男子厚生室/午後1時30分～
26	水	・補聴器巡回相談日 役場町民課/午前10時～10時30分	12	水	・補聴器巡回相談日 役場町民課/午前10時～10時30分
27	木	・硬式テニス教室 町民体育館/午後7時30分～9時30分	13	木	・硬式テニス教室 町民体育館/午後7時30分～9時30分
28	金	・子供の健康相談 与板保健所/午後1時30分～3時 全国火災予防運動	14	金	・歯の健康相談 与板保健所/午後1時30分～3時
			15	土	

お聞き下さい。

▼三年続きの大雪に見舞われ、連日の除雪作業に追われて四苦八苦の毎日です。

立春も過ぎました。早く春の日ざしをいっばいあびたいものです。

▼今月号では、四月一日より改正される年金制度を特集してみました。

▼こんな事を企画してみたい、なんでも結構です。あなたのアイデアをお聞かせ下さい。

\*編集室\*



＝人 口＝  
(1月31日現在)

男………3,791人(+3人)  
女………3,916人(-2人)  
計………7,707人(+1人)  
世帯数………1,813戸(+1戸)

転入……7人 転出……5人  
出生……6人 死亡……7人

# 変わります年金制度

## S61年 四月からスタート!!

年金は私たちの暮らしにとって、いまやなくてはならない制度となっています。その年金制度が四月から変わることにになりました。

この大切な年金制度を健全に、そして公平に運営していくことができるように、新しい年金制度では国民年金をすべての人に共通の基礎年金に衣替えして、その上に厚生年金などの職場の年金を上乗せするという二階建ての仕組みに改められることになりました。

### ＊加入する人は二種類＊

現在の国民年金は農業や自営業の人を対象とし、会社などに勤めるサラリーマンは、厚生年金に加入して、その奥様は希望者だけが国民年金に加入するという仕組みです。

改正される新しい年金制度では、厚生年金に加入している人も含め、全ての人が国民年金に加入することになります。加入者の種類は、三種類に分けられます。

#### 第一号被保険者

●農業や自営業の人は今までどおりです

現在、国民年金に必ず加入しなければならない農業や自営業の人など強制加入の人で、昭和六十一年四月一日に六十歳未満の人（大正十五年四月二日以降に生まれた人）は、新しい年金制度では、第一号被保険者となります。加入手続きや保険料の納付については今までどおりです。

#### 第二号被保険者

●厚生年金に加入している人は改めて手続きの必要はありません

現在、厚生年金に加入している人も、新しい年金制度では、第二号被保険者として、国民年金に加入することになります。このため、厚生年金と国民年金の両方に加入することになりますが、保険料は厚生年金の分だけを納めればよいことになります。



ご本人が改めて手続きをする必要は特にありません。

#### 第三号被保険者

●サラリーマンの奥様が全員加入となります。保険料を払う必要はありません。

新しい年金制度では、サラリーマンの奥様は第三号被保険者として、国民年金に強制加入となります。保険料は、奥様自身が払わなくとも老齢基礎年金等の年金を受けることができ

ようになります。

これらの人の国民年金の保険料は、ご主人が加入する厚生年金制度からまとめて納められることとなります。

●サラリーマンの奥様とは…

ご主人が厚生年金に加入しているだけでは、第三号被保険者にはなれません。それは、奥様自身に収入がなく、ご主人から扶養されている人ということになります。むずかしい言葉でいえば「被扶養配偶者」であることが条件です。この確認は、健康保険の被扶養者となっている人ということが一応の目安となります。

### ＊基礎年金は二種類＊

新しい国民年金が支給する基礎年金は老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の三種類です。

#### 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金に二十五年以上加入した人が六十五歳になったときから支給するのを原則とします。

年金額は六十万円（月額五万円）です。ただし、この額は二十歳から六十歳までの四十年間すべて保険料

ります。

なお、奥様に収入があり、ご主人に扶養されていなければ第一号被保険者となり、奥様自身が厚生年金に加入すれば、第二号被保険者となります。

●現況届書の提出は、お済みですか？

現在、国民年金に任意加入している人は、国民年金任意加入被保険者現況届書を、昭和六十一年一月三十一日まで提出することになっていますが、まだ提出されていない方がおられるようです。忘れずに提出して下さい。

を納めた場合です。

もし、四十年間に保険料の未納期間があると、四十年に不足する期間分だけ年金額が減額されます。また、免除期間については年金額が三分の一になります。

なお、昭和六十一年四月一日に六十歳以上の人（大正十五年四月一日以前に生まれた人）は、現在の制度で年金をうけることとなります。

●中高年者の特例

国民年金が発足したのは昭和三十六年四月一日です。このとき、二十歳以上の人（昭和十六年四月一日以前に生まれた

#### ＜加入可能年数＞

生年月日	加入可能年数	生年月日	加入可能年数	生年月日	加入可能年数	生年月日	加入可能年数
大15.4.2～	25年	昭5.4.2～	29年	昭9.4.2～	33年	昭13.4.2～	37年
昭2.4.2～	26年	昭6.4.2～	30年	昭10.4.2～	34年	昭14.4.2～	38年
昭3.4.2～	27年	昭7.4.2～	31年	昭11.4.2～	35年	昭15.4.2～	39年
昭4.4.2～	28年	昭8.4.2～	32年	昭12.4.2～	36年	昭16.4.2～	40年

(昭和36年4月1日以後60歳までの年数)

#### ＜年金算出方法＞

$$60万円 \times \frac{(\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数}) \times \frac{1}{12}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

人）は、六十歳になるまでに四十年ありません。そこでこれらの人については、昭和三十六年四月以後六十歳になるまでの間（加入可能年数）の保険料がすべて納められている場合に、六十万円（月額五万円）の老齢基礎年金が支給されることになっています。これらを計算式で示すと次のようになります。

## 障害基礎年金

現在の障害年金は、拠出制の年金と福祉年金とで年金額に開きがあります。新しい国民年金では、障害基礎年金に一本化され、二十歳前の障害の人にも二十歳になったときから障害基礎年金が支給されるようになります。

年金額は、一級七十五万円（月額六万二千五百円）、二級六十万円（月額五万円）で、子がある場合は、二人目までは一人につき十八万円（月額一万五千元）、三人目からは六万円（月額五千元）がそれぞれ加算されます。

これにより、従来の障害福祉年金にあたる年金は、大幅に改善が図られることとなります。



## 遺族基礎年金

新しい国民年金では、母子年金・準母子年金・遺児年金は、遺族基礎年金に一本化されます。

遺族基礎年金をうけられるのは被保険者、又は老齢基礎年金をうけられる人が亡くなったとき、その人の収入で生活していた子のある妻、又は子です。



〈妻のうける遺族基礎年金の額〉

区分	基本額	子の加算	合計
子が1人いる妻	600,000円	180,000円	780,000円(月額65,000円)
子が2人いる妻	600,000円	360,000円	960,000円(月額80,000円)
子が3人いる妻	600,000円	360,000円+60,000円	1,020,000円(月額85,000円)

〈子のうける遺族基礎年金の額〉

区分	基本額	加算	合計	1人当たりの額
1人のとき	600,000円	—	600,000円	600,000円(月額50,000円)
2人のとき	600,000円	180,000円	780,000円	390,000円(月額32,500円)
3人のとき	600,000円	180,000円+60,000円	840,000円	280,000円(月額23,333円)

〔注〕年金額は、昭和59年度価格による表示で、昭和61年4月に実際に新しい年金制度がスタートするときは、昭和60年末までの物価上昇率に応じて改定されます。

## 国民年金の繰上げ請求は慎重に!!

より高い年金をより長く

長寿の時代を迎えた現在、老後の生活の支えとして年金はますます重要になっています。

ところで、近年支給開始年齢を繰上げで、減額された老齢年金を受ける人が増えていますが、減額支給される「繰上げ請求」についても考えてみましょう。

〔繰上げ請求とは〕

国民年金の老齢年金は六十五歳から支給されますが、早く受けたい人は六十歳以上六十五歳未満でも受けられます。この制度を「繰上げ請求」といいます。

〔減額は一生続きます〕

繰上げ請求をした人に支給される年金額は、本来の支給年齢である六十五歳になっても満額の年金になりません。生涯同じ割合で減額された年金を受けることとなります。また、一度繰上げ請求しますと、請求の取消しや受給する年齢の変更もできません。

なお、新年金制度に変わってもこの繰上げ請求の制度は従前と変わりありませんが、支給率が改正される見込みです。

〔繰上げ請求される方は〕

やむを得ず繰上げ請求される方は、誕生日の属する月に請求書（担当係にありますが）を提出してください。問い合わせは役場町民課年金係へ。

## 年金相談Q&A

**Q**

私は先月五十五歳になったため、会社を退職（厚生年金に二十五年加入）して現在は無職です。

四月からは新しい年金制度が実施されるようですが、私の場合、国民年金に加入しなければならぬのでしょうか？

**A**

現在の年金制度では、あなたと奥さんのような場合、あなたが厚生年金の老齢年金の受給資格を満たしている、六十歳から老齢年金を受給できるため、お二人とも国民年金には加入しても、しなくてもいい（任意加入）ことになっています。

しかし、新しい年金制度では、あなたのように六十歳になる前に退職している、老齢年金の受給資格を満たしている、実際に老齢年金を受給していない人については、第一号被保険者として国民年金に加入することになっています。また、奥さんについても第一号被保険者となります。

つまり、お二人とも三月までは国民年金には任意加入となり、四月以降はそれぞれ六十歳になるまで第一号被保険者となります。

なお、三月まで任意加入をして保険料を納めれば、その分受給する年金が高くなりますので、加入をおすすめします。

**Q**

私の夫はサラリーマンですが私は化粧品店をやっているため

**Q**

夫の健康保険の被扶養者になれず、国民健康保険に加入しています。

国民年金には任意加入をしています。が、今年の四月からはどうなりますか？

**A**

現在の年金制度では、サラリーマンの妻で、あなたのように健康保険の被扶養者になっていない人（一定の収入があるとなれません）も被扶養者になっている人も、同じように国民年金には任意加入できることになっています。

しかし、今年の四月から実施される新しい年金制度では、あなたのように健康保険の被扶養者になっていない人は第一号被保険者として、また、被扶養者となっている人は第三号被保険者として、それぞれ国民年金に強制加入してもらうこととなります。

このためあなたの場合、四月からは第一号被保険者として、引き続き保険料を納めてもらうこととなります。

なお、サラリーマンの奥さんで、市町村役場へ届出をしてもらうのは、四月から第三号被保険者となる人で、あなたが届出をしなくても結構です。

**Q**

私は夫が亡くなったため、厚生年金の遺族年金を受給していますが、私自身も厚生年金に加入しています。

**Q**

私は夫が亡くなったため、厚生年金を受給している遺族年金はどうなりますか？

あなたがおのまま厚生年金に加入し続ければ、六十歳からは特別支給の老齢厚生年金を、六十五歳からはそれに替わって老齢厚生年金と老齢基礎年金をそれぞれ受給することができますようになります。

**A**

また、六十五歳からは遺族年金か老齢厚生年金のどちらか一方の年金と、老齢基礎年金を受給することになります。

なお、老齢基礎年金は年金額は減額されますが、請求すれば六十歳から繰上げて受給することもできます。

ただし、繰上げ請求をした場合、そのときから遺族年金や特別支給の老齢厚生年金は受給できなくなります。

そして、六十五歳からは遺族年金か老齢厚生年金のどちらか一方の年金と減額された老齢基礎年金を受給することになります。

**Q**

私は厚生年金の障害年金を受給しており、現在は無職です。新しい年金制度では、私の場合、国民年金に加入しなければならぬと聞きましたが、本当でしょうか？

**Q**

新しい年金制度では、二十歳以上六十歳未満の人は、学生や老齢年金・退職年金を受給している人を除いて、国民年金に強制加入してもらうことになっています。

このため、現在の年金制度では任意加入となっている障害年金の受給者とその配偶者や、遺族年金の受給者も、厚生年金や共済組合に加入していない場合、第一号被保険者として国民年金に強制加入することになります。

そこで、あなたも奥さんも、第一号被保険者として四月から国民年金に加入してもらうこととなります。なお、あなたは障害年金を受給していますので保険料は免除されます。

このように、国民年金に加入してもらうことになったのは、障害年金や遺族年金は、障害がよくなったり、再婚したりすれば年金を受給できなくなるため、この間、年金制度に加入しないであると、年金が受給できなくなった場合に加入期間がたりなくなり、将来年金が受給できなくなる場合がでてくるからです。



# 健康を食べる



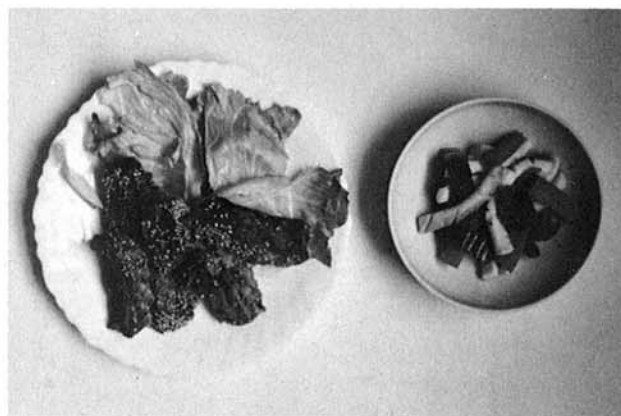
5月の  
メニュー

～青身の魚を食べる～

## さばのごま揚げ

- 材料(3人分)
- さば 180g
- しょうゆ 大さじ1
- 酒 大さじ1
- しょうが汁 少々
- 白ごま 大さじ3
- 小麦粉 大さじ3

- 作り方
- ①さばは3枚におろし、一口大に切り、(A)に15分つけ込む。
- ②魚の汁をふきとり、白ごまをたっぷりまぶし、さらに小麦粉をまぶし、160度位の油で揚げる。



▲写真左・さばのごま揚げ 右・ブロッコリーといかのあえ物

## ブロッコリーとイカのあえ物

- 材料(4人分)
- イカ 200g
- しょうが汁 小さじ1

- 酒 小さじ1
- 片栗粉 小さじ1
- ブロッコリー 200g
- 練辛子 小さじ1
- 酢 大さじ1と1/2
- しょうゆ 大さじ2
- さとう 小さじ1
- ごま油 小さじ1/2
- 作り方

- ①イカはタテ、ヨコに包丁目を入れ一口大に切り、しょうが汁と酒をからめ片栗粉をまぶす。
- ②煮立った湯の中に①を入れ、す早くとり出し、水を切っておく。
- ③ブロッコリーは小房に分け、少し固めにゆでる。
- ④(A)の合せ酢を作り②③をあえる。
- 与板町食生活改善推進委員協議会

# 「神経芽細胞腫」を早期発見

～おしっこ検査でわかります～

# 保健婦さんの 気になる話!!

小児ガン的一种で死亡率も高いといわれる「神経芽細胞腫」を早くみつげるため、昨年10月から尿検査が始まりました。この病気は、乳児の体のいろいろなところにでき、大人のガンより進行が早く、気づいた時は手遅れになるというものです。幸いにして、早期発見(12カ月頃までに)すれば大部分を治すことができます。

3才以下の乳幼児がかかりやすく、放置すると非常に予後の悪い病気です。症状がないために発見が遅れてしまうやっかいなもので、日本では年間100人位の発病数と言われています。

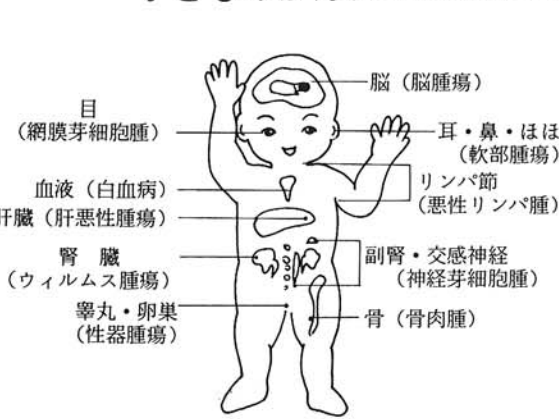
検査は、乳児のおしっこをとって検査紙にしみ込ませて乾燥させ、郵便で検査所へ送ります。生後6～7カ月の乳児のおしっこが一番よいとされています。検査に必要な

尿検査セットは、該当する乳児に配布されます。注意書をよく読んで、正しい検査が受けられるようにして下さい。おしっこの取り方が悪いと、病気でない場合でも再検査が必要なことがあります。約1割位の方が再検査となると言

われていますので、心配せずに検査を受けて下さい。

再検査の結果、精密検査の必要な場合は専門病院に紹介します。1人でも多くの子供を救うために検査を受けて早期発見に努めましょう。

## 子どものがん(小児がんの種類と発生部位)



**神経芽細胞腫**  
《症状》  
発生部位や年齢、病気の進行度により異なりますが、原因不明の発熱、貧血による顔色不良、体重増加不良、下肢の痛み、おなかのしこりなど。しかし、これらの症状は病気がある程度進行した時にみられ、乳児(1歳未満)では無症状のことが多い。

## 交通栄誉賞「緑十字銀章」 受賞おめでとうございます



与板地区交通安全協会 会長  
井上嘉平次氏(横原)

井上氏は与板町交通安全協会会長、与板地区交通安全協会会長として、毎年交通安全活動に尽力され、交通事故防止に貢献した功績。

## 寄附金 ありがとうございました

社会福祉活動に使わせていただきます。

平沢国二郎さん 5,000円也

## 昭和61年 委員長さんは次の方々です

町内名	委員長名	TEL	町内名	委員長名	TEL
横原	山田 久一	72-3832	下横町	水野 三郎	72-3307
山沢	風間 昭一	72-3674	五軒町	小熊 敏樹	72-2847
倉谷	大橋 貞次 (S61年4月～)	72-3938	稲荷町	坂田 資朗	72-2251
柳之町	風間 三吉	72-4220	原	石田 政次	72-4275
堤下	石黒 健治	72-3941	馬場町	池田 時郎	72-3329
横町	岩本 長吉	72-2464	泉町	新井野 義雄	72-3544
蔵小路	新木 二郎	72-3317	長町	藤山 重雄	72-2121
上町	坂井 正弘	72-2056	下町	高橋 元吉	72-2864
安永町	坂田 健次	72-4262	本与板	田中 繁	72-4333
船戸	浜田 利一	72-2208	馬越	石丸 源太	72-4396
中町	中島 長一	72-3572	岩方	長谷川 実	72-4390
葦島町	川野 清松	72-2627	中田	山田 潔	72-3706
水道町	結城 勝治	72-2450	南中	倉品 昭二	72-3762
南新町	板垣 勝介	72-2058	吉津	小林 寅一	72-3726
中川岸	皆川 重衛	72-2269	広野	本田 省司	72-3658
北新町	山崎 庄司	72-2429	蔦都	樋口 正二	72-3623

## 交通災害共済に 家族そろって加入しましょう!!

1日1円の安い会費で見舞金の支払いは最高100万円



### 加入の手続きは……

町内委員長さんを通じて申込みください。

### 共済で支払う見舞金とは…

- ①歩いていて車にはねられたり、ひかれたりした事故。
- ②自動車、バイク、自転車、荷車など運行中の車両が衝突したり、つい落したり、転覆したり、接触したりした人身事故。
- ③日本国内における交通事故。

### 見舞金の請求手続きは…

万一、交通事故にあわれたら、次の書類を添えて提出して下さい。

- ①会員証
- ②共済見舞金請求書
- ③交通事故証明書
- ④医師の診断書

### 加入資格は共済期間に与板町に住所のある人

加入後共済期間の途中で転出しても会員の資格は失いません。

### 会費(掛金)は1人年額350円

4月1日以降に加入する場合も同額です。

### 共済期間は毎年4月1日から翌年3月31日まで

中途加入した人は、会費を納入した日の翌日から共済期間が始まります。

その他必要に応じ、指定する書類。

※用紙類は、役場企画室にあります。

※事故者が未成年者の場合は、住民票が必要です。

### 見舞金請求期間は1年以内

交通災害を受けたときから1年以内で、1年を経過した場合は請求できません。

### 見舞金の不払い

・故意 ・重大なる過失 ・無免許運転 ・飲酒運転 ・天災地変

このような場合は、見舞金を支払われないこととなります。

交通事故にあったら必ずすぐ警察署に届け出てください。

交通安全キャンペーン 2月

スリップ事故に 注意しましょう

例年、毎月の交通事故原因の第一位は「わきみ運転」なのですが、一月はスリップが交通事故原因の第一位になることがあります。ドライバーは次の点に注意し、スリップ事故を起こさないよう注意しましょう。

車のスリップを防ぐ 運転方法

自動車はタイヤの粘着力によって路面を蹴って走るものです。ところが積雪があると、左、右のタイヤの粘着力にアンバランスが生じ、どちらかのタイヤが粘着力を失って空回りします。このように積雪・凍結道路は、タイヤの粘着力の効果を少なくするということがよく理解して運転することがスリップ事故防止の鉄則です。

雪道は安全速度で！ 一般に雪道では速度を通常の1/3割ダウンして運転することが安全速度といわれています。雪道では、タイヤと路面との粘着力が失われているので、ブレーキを踏めば口



ックされ、慣性でスキーのようになります。雪道では「ブレーキのない車」を運転していると思つて、速度をコントロールすることが必要です。 ③急はノーサンキュー！ 冬道では雪や凍結のため急ブレーキ・急加速・急ハンドルなどの「急」のつく運転はスリップや尻振りなどの原因となり、非常に危険です。このような操作をしないで済むよう、ゆとりのある運転を心がけましょう。

所得税の確定申告は 正しく・お早めに！！

昭和六十年分の所得税の確定申告の時期がまいりました。

所得税法の改正により記帳、記録保存制度並びに収支内訳書など新しい制度が設けられましたが、特に白色申告の方は、六十年分の確定申告書を提出される場合、収支内訳書を添付することが必要となりました。この機会に青色申告されることをお勧めいたします。

- 一、不動産所得の申告漏れ
二、給与と年金等の合算申告漏れ、なお国民年金、厚生年金等は給与所得に該当し、大正十年一月一日以前に生まれた方で年間の所得の合計額が十万円以下の方は七十八万円の老年者年金特別控除があります。
三、給与所得と農業所得の合算漏れ
四、雪害控除：豪雪の場合において家屋の倒壊

- 五、医療費控除
(1)支払った医療費の合計額が五万円、又は所得額の10%のいずれか低い金額を超える部分が雑損控除の対象となります。
(2)六十年中に現実に支払った医療費が控除の対象となります。
(3)医療費の内健康保険組合等から補てんされる高額療養費、分娩費等を差引きます。
六、社会保険料控除：国民年金、厚生年金などの掛金も控除の対象となります。
七、配偶者控除、扶養控除などの誤り
八、配当控除：通常は10%ですが課税総所得金額が一千万円を超える場合は特別の計算によります。詳しくは税務署、税務相談室、又は役場税務課へお聞き下さい。
確定申告期間は二月十六日から三月十五日まで

児童手当制度が 六月一日から新しくなります

現在三人目以降の児童を養育している人に支給されている児童手当が、六月一日から義務教育就学前児童を含む二人以上の児童を養育している人に支給される制度に変わります。なお、今まで受給されていた人が急にもらえなくなることはないよう、段階的に支給対象が変わり、昭和63年4月から制度が完成されます。 昭和61年6月1日から昭和62年3月31日まで 一、受給資格者
①昭和59年6月2日以降に生まれた児童を含む18歳未満の児童を二人以上養育している人。
②義務教育終了前の児童を含む18歳未満の児童を三人以上養育している人。(現行制度と同じ)

昭和61年 交通死亡事故 0(ゼロ)をめざして シートベルト 車社会の 身だしなみ 2月10日現在 502日 継続中!!

特別障害者手当制度が 創設されます

昨年四月、国民年金法の一部改正が行われ、今年四月から障害者の所得保障確立のため、障害基礎年金制度が導入されることになりました。これに伴い成人の福祉手当が再編成され、特別障害者手当制度が新たに発足します。 ①特別障害者手当
一、支給対象
20歳以上であつて日常生活に常時特別の介護を要する程度の在宅の重度障害者。

児童手当 受給者の皆さんへ 2月期児童手当(昭和60年10月～昭和61年1月分)を、2月10日付けでご指定の金融機関へ振込みいたしましたのでご確認ください。

国民健康保険税 第11期(2月分) \*納期限は 2月28日です 納税は 手続き簡単 振替納税

与板保育園に 入園を希望 される方へ!

先般、与板保育園の入園申請受付を行いました。現在まだ定員に余裕がございます。三歳児及び三歳未満児のお子様をおもちで、入園を希望される方は役場町民課へ申請されるようご案内いたします。 なお、遠い地域(横山、倉谷、黒川、原、本与板、岩越方面)は、幼児バスで送迎いたします。

移動採血車 ゆうあい号来町 3月4日(木) 午前10時～12時 午後1時～3時 会場 与板町役場前

お米の話 No.2 ~お米の栄養価について~ (お米の栄養価) タンパク質6.2%

お米は安くて質のよいタンパク源です。日本人は、タンパク質の必要摂取量の約5分の1をお米からとっています。これは魚からとる量とほぼ同じ、しかもずっと経済的です。タンパク質の栄養価から見ても穀物中大豆と並ぶ最高の品質を誇ります。 お米のタンパク質栄養価は大豆や魚と同じです。卵のタンパク質栄養価を100とした場合、お米は70です。これは大豆や魚と同じです。

小規模企業共済制度は、除となり、節税をしながら退職金制度です。事業主であるあなたが、第一線を退いたときに、法律で定められた共済金が支払われます。掛金は全額所得控

てんてんコーナー 《福祉電話の紹介》 シルバーホン、めいりよう、難聴でお困りの方に便利な電話で、ボタン操作で音量が調節でき、相手の声をはっきり聞きとることが出来ます。 シルバーホン、めいりよう、音を大きくしたただけでは聞きとりにくい方、相手の声を頭部の骨に振動(骨伝導)させて聞きとることが出来ます。 フラッシュベル、電話のベルが聞きとりにくい方、騒音の激しい仕事場などでは、フラッシュベルの電話のかかってきたことを知らせます。 シルバーベル、普通の電話のベルでは聞きとりにくい方が、低い音なら聞きとれるという方に便利です。 盲人用ダイヤル盤、三、六、九のガイドラインにふくらみがあり、数字が識別できるものです。 NTT与板電報電話局 七二二七〇〇

# みんなの 広場



広報“よいた”では、役場からのお知らせや企画だけでなく、みなさんからのホットなニュース、出来事も掲載していきたいと考えています。気軽に連絡して下さい。

《連絡先》 総務課庶務係  
☎ 72-3100番 内 22番

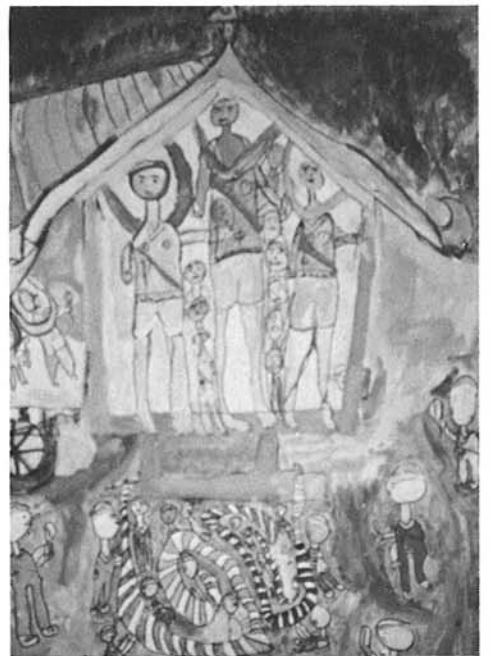
## 夫婦紹介

〈安永〉小林 庄次さん  
セキさん



●結婚して何年ですか……  
昭和14年に結婚しましたので47年たちました。  
●なれそめをお聞かせ下さい……  
昔の仲人結婚です。  
●思い出・エピソードなどありましたら……  
戦争の事を除けば、大きな赤字を出して貧乏になった時に二人でいっしょうけんめい頑張った事が思い出ですね。  
●夫婦げんかは……  
47年間一度もした事はありません。  
●お互いに望む事は……  
健康で私より長生きしてもらいたい事だけです。  
●二人でゲートボールをしているので、今年もいっしょに連れて行ってもらいたいです。  
●最後に一言……  
近いうちに長男が家に帰って来ます。いっしょに楽しく生活できる様に、いいおじいちゃんといっておばあちゃんになりたいと思っています。

## 第22回中越教育美術展特別賞 与板小学校3年梅組 若井昭伸くん(馬場町)



受賞おめでとう  
ございました

## 僕の作品・私の作品



全国農協中央会会長賞  
与板小学校6年梅組  
中島龍也くん(本与板)

## わが家の アイドル

石黒義典くん

〈本与板〉 石黒 鉄義さんの長男



みなさんこんにちはノ石黒義典です。一月二十一日で一才になりました。僕は今、何にでも興味が有り、毎日が楽しくてたまりません。鉛筆でジージーを書いたり、引出しをあけ中の物をかき出したり、障子に穴をあけたり、時には猫の耳を食べようとしたこともあります。

最近では少々長めのホウキを持って、お手伝いもするんだけどどうもいかないんだ。  
お姉ちゃんが保育園から帰ってくるたびに廊下を走ったり、こたつの廻りをぐるぐる廻るのが毎日の仕事です。とにかく食べ物、動く物、目につく物は全部おもちゃ。猫とプー(車)、そして食べる事は大好きで、おしめを替える事と納豆は大嫌い。僕にとってはすべてが修行！  
一日のつかれも、おばあちゃんとお風呂でいっぺんになくなります。おばあちゃんの腕の中でお姉ちゃんと外で遊んでいる夢でも見ようと思えます……。  
義典を囲むみんなは、毎日が大変ですが、我家にとってはなんたってアイドルです。このまま元気にすくすくと育ってほしいものです。



## 文芸欄

詩 雪 禍 仲 葉 子

あおいあおい空 とおく  
季節は形見を残す如き  
一気に白い大気を凍らせ  
地上にばらまいていく  
怖いもの無しの姿は  
風にじやれついで落ちる  
そして乱暴にすべてを  
ゆすり乍ら積もる  
どこまでも胸を張って落ちる  
だから  
あなたもあたしも腕が  
痛くなつてしまった  
もう どの位の時を待つと  
優しく舞い、あたし達  
真白い中から  
ぬけ出させてくれるのかしら

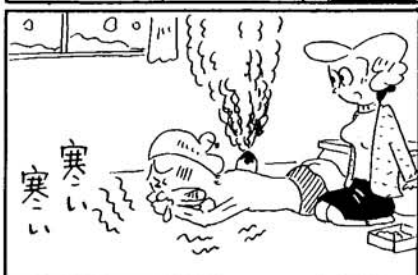
## 俳句

夜の駅を別れ真深く冬帽子  
冬帽子取る住職の髪うすく  
母の柩軽く置かれて寒椿  
寒明やまた豪雪の置土産  
初鶏のあと深々と眠りけり  
のぶし  
榮 朔 茂 廣

## 短歌

まだ遠き春待ちわびてすかし模様の  
セーター編みつくぐ安らかな日々  
高野ユキ  
明日の糧天に任せて群し舞へる鴉に  
無情の雪降りやまず 風間スミイ  
社会人一年生の外孫から  
孫よりのお年玉受く身となりて嬉し  
頼もししく翔たけ 吉岡みよ  
除雪車の跡をたどれば家明り間近に  
来て聞くオルゴール 司 城

## わが家 西村 宗



## 詰碁・詰将棋

出題 本因坊 武宮正樹  
白先 黒死・5手まで  
【ヒント】  
石塔シボリ  
3分で2級、1分以内で有段者

出題 八段 北村昌男  
【ヒント】初手はすぐお分かりでしょうが、三手目は？

9	8	7	6	5	4	3	2	1
								筋
								一
								二
								三
								四
								五
								六
								七
								八
								九

持駒 飛 銀 銀

(解答は12ページ)

## 愛宕会(横町)が 越路町みのわの里へ慰問



昨年12月22日、みのわの里の入所者・家族の合同忘年会に愛宕会の方々が慰問をされました。会場には約250名の方々が一体となり、カラオケやユーモラスの会話で皆さんから大変喜んで頂きました。

足けな人、寝たきりの人、皆さん一生懸命一人の人間として生きようとしている姿を見て、又慰問へうかがいたいとのことでした。



昨年から猛烈な寒波に見舞われ、大雪の中柔道クラブ・剣道教室の寒稽古が行われました。期間は柔道は1月6日から、剣道は20日からそれぞれ一週間。最終日には、もちつき大会やおしるこで一週間の寒さをふきとばしました。今年も又、大会に向けて練習が行われます。頑張ってください。



## 町民スキーの集い募集

日時---2月23日(日) 会場---大和町浦佐国際スキー場  
集合出発---役場前午前7時30分集合 8時出発

参加費(交通費及び昼食を含む)

- ・大人-----3,000円
- ・中学生以下-----2,000円
- ・幼児-----1,000円

\*当日取消しの場合はお返しできません。

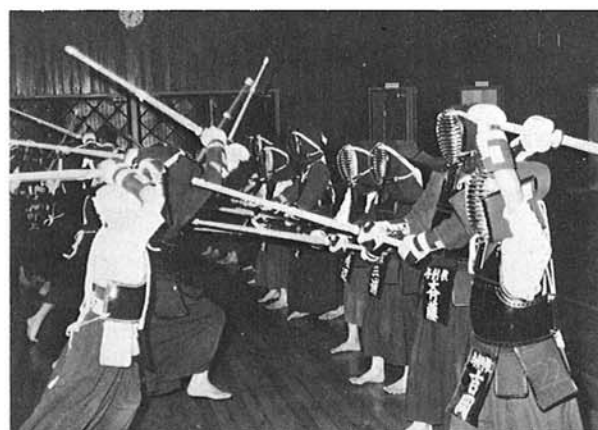
\*希望によりスキー講習会を行いますので希望者は事前に申し出下さい。

\*詳しくは教育委員会へ



## ~柔道・剣道寒稽古終わる~

寒さに負けず!!



◆直政公之御筆(写真上)  
これは井伊家先祖直政公の真筆です。兵法の書を書き写されたもので、天正九年のもので、戦国の武将達は、この様な兵法の書を持って常に戦場に臨んだといわれています。

◆軍法一騎之巻(写真下)  
これは与板藩の軍法の書で、天保十五年の松下仲吾朝高のもので、井伊家伝来の軍法の書ですが、戦国時代のもので、その末流与板藩の軍法書徳川時代のもので、実物でありますので注目したいと思えます。

## 資料館 シリーズ

No.11

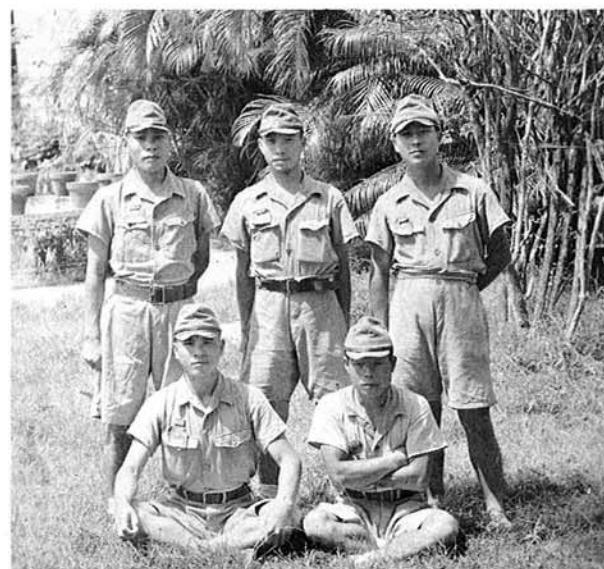
こんなものも  
あります

## みんなの 広場

### 思い出の一枚

この写真は、昭和19年の半ば頃(当時28歳)に南方第12陸軍病院勤務の衛生兵として南国フィリピンにおいて、戦線激化寸前のいこのひとときに、戦友とやしやバナナの繁るマニラ郊外で撮影したものです。私を除き全ての方が護国の英霊となられました。

《堂前中島町》高橋正之



後列の中央

### 初心者硬式テニス教室ご案内

日時 2月27日~3月27日 毎週木曜日 午後7時30分~9時30分  
場所 町民体育館  
対象 一般初心者  
募集人員 先着20名  
参加費 一人500円  
講師 渡辺二夫殿  
\*申し込み・問い合わせは教育委員会へ

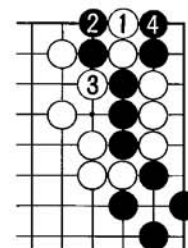
### ご寄附ありがとうございました

1月14日(火)に行いました賽の神行事で「飲んべい会」の皆様より花火のご寄附を頂きました。ありがとうございました。

### お手玉の遊び方教えて下さい

広報よいたの愛読者の方より、昔ながらの「お手玉」の遊び方を知っておられる方がいたら教えて下さいとのお願いがありました。知っておられる方は役場総務課広報係へご連絡下さい。

### 詰碁・詰将棋解答



●詰碁正解  
白1と二子にして捨てて攻めるのが手筋で、黒2の時白3とキリ、さらに5のホウリコミが石塔シボリと呼ばれる決め手です。

●詰将棋正解  
3二飛、1三玉、2四銀、同金、1二角成、同銀、2二銀、2三玉、3三飛成まで9手詰め。

〈解説〉3手目に1二角成では、同銀、2二銀、2四玉以下、逃げられて失敗。2四銀とさきに打つのが良く、同玉なら3四角成があります。

## ふるさと の版画



### 信濃川

大自然の織りなす白銀の風景は、あまりに美しく表現出来ず、ただ眺めているだけの私です。雪国の冬は長いね。早く春が来ないかな.....思う。

《与板町版画クラブ》三輪良子

## 街で見かけた 素敵なギャル



《蔵小路》  
小林友美さん

- \*おつとめは.....  
長岡の電気会社に勤めています。
- \*今一番したい事は.....  
一人で京都をぶらぶら旅行してみたいですね。
- \*休日は何をしていますか.....  
サークル活動やウインドショッピングをしています。
- \*理想の男性は.....  
誠実な人がいいです。
- \*結婚について.....  
これだけは縁ですので、あせらずにいきたいと思います。
- \*最後に一言.....  
一度しかない人生だから、一日々々を大切にしていけたらなあと思っています。